

岡山県臨床心理士会倫理規程

(趣旨)

第1条 この規程は、岡山県臨床心理士会(以下「本会」という)の会員(以下「会員」という)に関する倫理問題への対応について必要な事項を定める。

(目的)

第2条 この規程は、会員が行う臨床心理にかかわる活動における倫理について、その適正を期することを目的とする。

第3条 会員が、その専門業務等に従事する際に遵守すべき事項に関する倫理綱領を別に定める。

第4条 本会は、第2条及び第3条に係る事項を審議するために倫理委員会(以下「委員会」という)を設ける。

(委員会の業務)

第5条 委員会は、前条の目的を達成するために、岡山県臨床心理士会会長(以下「会長」という)の指示のもと次の業務を行う。

- (1) 本規程及び倫理綱領等の改廃に関する審議
- (2) 会員の倫理向上に向けての岡山県臨床心理士会役員会(以下「役員会」という)への提言
- (3) 会長からの諮問に基づく倫理違反に関する調査、審議及びその結果の答申
- (4) 本会への倫理に関する問い合わせについての本会の事務局への助言
- (5) その他、会長が必要と認める業務

(委員会の構成)

第6条 委員会は、岡山県臨床心理士会会則第12条の規定に基づく倫理担当特別役員と、その役員により指名され役員会において承認された会員若干名をもって構成する。

- 2 委員長は、倫理担当特別役員が会長の指名を受けて就くものとする。
- 3 副委員長は、委員の互選とする。

(委員会の運営)

第7条 委員長は、委員会を開催し、議長となる。

- 2 委員会は委員の3分の2以上の出席をもって成立するものとする。
- 3 委員長が事故や疾患等によって職務を全うできない場合は、副委員長が委員長職務を代行して行う。

(委員会の報告)

第8条 委員会は、第5条の(3)に定める業務については、会長が諮問した日から起算して6ヶ月以内に、審議結果を答申しなければならない。ただし、調査に期間を要する等の事情があり、会長が認めたときは延長することができる。

2 委員会は審議に際し必要がある場合は、一般社団法人日本臨床心理士会や他の都道府県の臨床心理士会と連絡調整するものとする。

3 倫理違反が認められた場合に委員会が答申する処遇案は、厳重注意、教育・研修の義務づけ、一定期間内の会員活動の停止及び除名の何れか、又はそのうちの二つを含むものとする。

4 第1項に規定するもの以外の業務については、必要に応じて会長に報告するものとする。

(処遇)

第9条 最終的な処遇の決定は、委員会により答申された処遇案を基に、役員会において役員の過半数の議決によって承認を得た後、会長がこれを行う。

(改廃手続き)

第10条 本規程の改廃は、委員会の議を経て、役員会においてその過半数の議決によって承認を得た後、会長がこれを行う

附則 本規程は、平成25年6月30日より施行する。